

正規サイトを模倣する悪質な通販サイトにご注意を

【事例 1】

インターネット上の通販サイトで大幅に値引きされた掃除機を注文。数日経っても届かないので、もう一度通販サイトを確認すると、大手家電メーカーの通販サイトそっくりに作られた偽サイトだった。

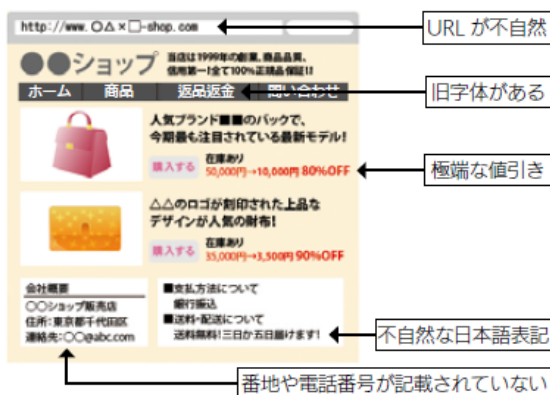
【事例 2】

SNS の広告をクリックして表示された通販サイトで、有名ブランドの洋服を注文した。商品が届いたので中身を確認すると、偽物だった。

【アドバイス】

正規の通販サイトに似せた偽サイトで、個人情報やクレジットカード情報などをだまし取られるトラブルが多発しています。また、フェイスブックやInstagram など、SNS の広告からアクセスした激安サイトでのトラブルも多数報告されています。悪質な通販サイトには右図のような特徴があります。不審に思ったら、消費生活センターへ相談してください。

■悪質な通販サイトの特徴



【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

4 月から 18 歳以上は法律上大人 一人でできる契約は慎重に

【事例】18 歳の高校生

お年玉やバイト代などの貯金で中古のバイクを購入した。購入したのを両親に知られ、反対されたので返品したい。

【アドバイス】

未成年者が親の同意無しで契約した場合、原則契約を取り消すことができます。民法の改正で、4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられるため、4 月以降事例のケースは契約を取り消すことができなくなります。また、未

成年者でも少額な契約や成人であると嘘をついて交わした契約などは取り消すことができません。契約するときは、内容を確認して家族に相談しましょう。4 月以降、大人になったばかりの 18 歳と 19 歳は悪質商法のターゲットになる可能性があります。困ったときは一人で悩まずに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）